

集団給食施設の設置者・管理者のみなさまへ ～食品衛生法改正に伴う対応をお願いします～

「食品衛生法等の一部を改正する法律」が平成30年6月13日に公布され、集団給食施設に対して次のことが義務付けられましたのでお知らせします。

「食品衛生法等の一部を改正する法律」の概要はこちらをご覧ください。

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000024354.html>



対象施設は、**1回の提供食数が20食以上**の給食施設です

①HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の実施（令和3年6月1日までに）

「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従って衛生管理を実施している場合、**新たな対応は必要ありません。**

②食品衛生責任者の選任（令和3年6月1日までに）

食品衛生責任者とは、HACCPに沿った衛生管理などを行う食品衛生上の管理運営にあたる人のことです。

調理師や栄養士等の免許※1を持っている方は食品衛生責任者になることができます。免許を持っていない方は、（一社）岡山県食品衛生協会が開催している**食品衛生責任者養成講習会※2**を受講することで食品衛生責任者になることができます。

- ※1 食品衛生責任者の資格要件
医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、調理師、製菓衛生師
栄養士、船舶料理士など
- ※2 開催予定については、保健所までお問い合わせください。
詳しくは「食品衛生責任者養成講習会について」をご覧ください。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000016361.html>



③保健所への届出（令和3年11月30日までに）

【届出期間】**令和3年6月1日から11月30日まで**

【届出方法】食品衛生申請等システム（https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/_link.do）によるオンライン届出もしくは別添の届出様式の提出

※オンラインでの届出にご協力ください。

【届出事項】届出者の氏名、施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品等に関する情報、食品衛生責任者の氏名等

【注意事項】**施設の調理業務を外部事業者に委託をしている場合は届出不要（受託事業者は飲食店営業の許可を受ける必要あり）**



問い合わせ先：岡山市保健所 衛生課 食品衛生係
TEL：086-803-1257